

平成28年 第3回

渡島西部広域事務組合議会

定例会 会議録

平成28年12月2日 開会

平成28年12月2日 閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。

誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願いいたします。

渡島西部広域事務組合 議会議長 溝部 幸基

目 次

平成28年12月2日（金曜日）第1号

○議事日程及び会議に付した事件	1 頁
○出席議員	1 頁
○欠席議員	1 頁
○出席説明員	1 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員	1 頁
○開会・開議宣告	2 頁
○管理者の挨拶	2 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 会期の決定	3 頁
○日程第3 諸般の報告	3 頁
○日程第4 管理者の行政報告	3 頁
○日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について	4 頁
○日程第6 議案第2号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）	6 頁
○日程第7 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	10 頁
○日程第8 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	12 頁
○日程第9 閉会中の継続調査の申し出について	14 頁
○日程第10 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	14 頁
○閉会の議決	14 頁
○閉会宣告	14 頁

提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
1	職員の給与に関する条例の一部改正について	12月2日	原案可決
2	平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)	12月2日	原案可決
3	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	12月2日	原案可決
4	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	12月2日	原案可決

平成28年 第3回 定例会

平成28年12月2日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第6 議案第2号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第3号）
日程第7 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第9 閉会中の継続調査の申し出について
日程第10 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	堺 繁光（松前町）
	3番	手塚 昌宏（木古内町）		4番	福嶋 克彦（木古内町）
	5番	成澤 五郎（知内町）		6番	花田 勇（福島町）
	7番	谷口 康之（知内町）		8番	西村 健一（松前町）
	9番	伊藤 政博（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（16名）

管 理 者	鳴海 清春	副 管 理 者	高木 壽
参 与	石山 英雄	幹 事	若佐 智弘
幹 事	網野 眞	幹 事	大野 泰
監 査 委 員	本庄屋 誠	会 計 管 理 者	西田 啓晃
事 務 局 長	中島 和俊	消 防 長	高田 豊
衛生センター長	鳴海 英人	松前消防署長	鍋谷 悟
福島消防署長	中島 昌彦	知内消防署長	野戸 英二
木古内消防署長	伊藤 則幸	消防本部主幹	住吉 竜大

◎欠席説明員（2名）

参 与	大野 幸孝	参 与	大森 伊佐緒
-----	-------	-----	--------

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（2名）

書 記	岩本 一成	書 記	鳴海 千草
-----	-------	-----	-------

◎開会・開議宣告

○議長（溝部幸基）

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立いたしました。
ただいまから、平成28年第3回定例会を開会いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

日程に入る前に、申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。
鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

第3回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、第3回定例会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年の国内状況を見ますと、熊本地震に始まり道内を襲った台風など、異常気象による災害が多数発生してございます。この度も福島県などで震度5弱の地震を観測し、津波警報が出るなど、我々の想像を超えて自然の猛威が各所で被害をもたらしてございます。

このようなことから、日頃から渡島西部広域事務組合を構成する四町の住民の安心対策及び災害時における住民の安全の確保に引き続き、万全を期してまいり所存でございます。

また、現在建設中のストックヤードにつきましては、順調に工事が進んでおり、12月下旬に工事が完了する運びとなっており、完成後、1月中旬には供用を開始する計画で作業を進めているところでございます。

なお、今議会終了後に、建設現場を視察いただく予定をしておりますので、予めご理解をお願いするものでございます。

今般の定例会に提案申し上げます案件は、職員の給与に関する条例の一部改正が1件、平成28年度一般会計補正予算が1件、それと追加議案といたしまして、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正の2件で、計4件の議案審議をお願いするものでございます。

なお、職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の給料引き上げを盛り込んだ改正給与法が11月16日に可決成立したことを受けて、国の基準に基づき同様に職員の給与に関する条例を改正するものでございます。また、一般会計の補正予算の内容ですが、給与の引き上げに伴う増額分と共済費の標準報酬制に係る増額分が主なものとなっております。

なお、議案につきましては、担当者から詳しく説明いたしますので、ご審議のうえ、議決くださるよう、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

9番 伊藤政博議員、10番 伊藤幸司議員を、指名いたします。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、皆様に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

議事日程4 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

平成28年渡島西部広域事務組合議会第3回定例会の開催にあたり、平成28年第2回定例会以降の行政報告を申し上げます。

1点目として、消防関係について

（1）総合訓練等の実施について

10月3日に、火災時における救急及び救助訓練を目的に、四署消防総合訓練大会が木古内消防署の訓練所で実施されました。当日は、各町の四消防署から職員39名が参加し、また、木古内消防団員から5名の参加をいただき、地震による火災及び建物の倒壊を想定し、部隊行動や消防機関相互の連携を確認するとともに、

救助及び放水訓練を実施したところであります。

また、11月10日には、知内火力発電所防災総合訓練を実施し、消防職員及び知内火力発電所職員等110名参加のもと、救助及び放水訓練を実施いたしました。

(2) 火災について

10月21日に、木古内町の泉沢地区において、原因不明の火災が発生し、漁船1艘及び漁具を焼損する被害が発生してございます。

2点目の指定金融機関の名称変更について

10月25日に、指定金融機関の江差信用金庫から函館信用金庫と合併するとともに、名称を新たに「道南うみ街信用金庫」に変更する旨の通知があったところでございます。

なお、指定金融機関の名称等の変更による指定に係る議決手続きは要しませんが、事務作業において様式等の名称変更など若干の作業が伴いますので、準備作業に万全を期してまいりたいと思います。

次に、追加の行政報告でございます。

1点、組合施設のアスベスト使用に係る調査について

最近、報道等で渡島管内の市町村の公共施設において、ボイラーの煙突にアスベストが使用されている旨の報道が多くされてございます。

このような状況を踏まえ、当組合施設においても所有する施設に関して構成町の建設課と調査を進めた結果、松前、福島及び知内の消防署の庁舎集合煙突の内部断熱材にアスベストの使用が疑われたことから、緊急的措置が必要との判断の下、予備費を充用することで緊急調査を進めているところです。

なお、衛生センターの各施設及び木古内消防署には、使用されていないことが確認されております。

今後、調査の結果が判明した段階で、対策を講じてまいりますので、あらかじめご理解くださるようお願いいたします。

なお、他の行事等につきましては、諸般の報告に整理してございますので、後ほど参照願います。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を、終わります。

◎議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第5 議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは、議案の1ページをお開きください。

議案第1号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

平成28年12月2日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

一部改正の条例は、2条からなる条例でございます。

1ページから4ページまでの第1条は、平成28年度の勤勉手当と給料表の改正内容でございます。

また、第2条は、平成29年度以降の扶養手当及び勤勉手当の改正でございます。

8ページから9ページは、施行期日等の附則です。

附則第3条において、扶養手当の平成29年度の特例を定めているところでございます。

それでは、改正内容を説明します。

説明資料1ページを、お願いいたします。

1 提案の理由について

今年8月8日、人事院は、今年度の職員の給与改定について、民間との給与較差(0.17%、708円)を埋めるための給与水準引き上げを勧告、また、これに基づき10月14日、閣議において、今年度の給与改定を人事院勧告どおり実施するものと決定しましたので、当組合の給与条例につきましても、一部改正しようとするものでございます。

2 主な改正内容について

第1条関係【平成28年4月適用】についてで、ございます。

(1) 給料表の改定について〔別表第1(第4条関係)〕

採用職員の初任給を1,500円引き上げるとともに、若年層においても同程度の引き上げとし、その他は、それぞれ400円の引き上げを基本に改定しようとするものでございます。

これによる改定率は、平均0.2%であります。

(2) 期末・勤勉手当の改定について〔第19条第2項関係〕

民間の特別給の支給割合(4.32月)との均衡を図るため、支給月数を0.1ヵ月引き上げ、現行の4.2ヵ月の支給月数を4.3ヵ月にしようとするものでございます。

また、再任用職員につきましても、0.05ヵ月の引き上げ、支給月数を2.20ヵ月から2.25ヵ月にしようとするものでございます。

なお、引上げ分につきましては、民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分することとし、今年度分は12月支給といたします。

下の①職員の期末・勤勉手当の表中、右側の12月の勤勉手当の現行0.8月を0.9月に、また、②再任用職員についても、12月の勤勉手当の現行0.375月を、0.425月にしようとするものでございます。

2ページをお願いいたします。

③条例改正に伴う職員115人に対する影響(補正額)は、合計631万4千円となりました。

今年度の職員数は115人ですが、給料の対象者107人については、平成26年度の給料引き下げ改定時の経過措置である、現給保障の今年度該当者8人を除いた人数でございます。

職員手当等及び共済費については、職員全員が対象となっております。

第2条関係【平成29年4月施行】についてで、ございます。

(1) 扶養手当の見直しについて〔第8条関係〕

女性の就労状況の変化に応じ、民間・公務とも配偶者に対する手当支給額が減少傾向にあること、また、子育て支援の充実を図る観点から、配偶者に係る手当額を、父母等の扶養親族と同額まで減額し、これによ

り生ずる原資をもって、子に係る扶養手当を引き上げようとするものです。

なお、手当の支給にあつては、下の表のとおり平成 29 年度及び平成 30 年度以降の段階的支給としてまいります。

現在の月額扶養手当、配偶者 1 万 3 千円、子 6,500 円を、平成 29 年度は、附則第 3 条（扶養手当に関する平成 29 年度の特例）のとおり配偶者 1 万円、子 8 千円、また、平成 30 年度以降は、改正条文どおり配偶者 6,500 円、子 1 万円の支給とするものでございます。

(2) 期末・勤勉手当の改定について〔第 19 条第 2 項関係〕

第 1 条の勤勉手当の引き上げ分 0.1 ヶ月は、平成 29 年度以降、下記のとおり 6 月と 12 月の支給月に、均等配分いたします。

なお、再任用職員の 0.05 ヶ月の配分につきましても、同様といたします。
3 ページを、お願いします。

3 施行期日について

この条例は、公布の日から施行しますが、第 2 条関係については、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。
また、第 1 条関係は、平成 28 年 4 月 1 日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 1 号を決することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議決第 1 号は可決いたしました。

◎議案第 2 号 平成 28 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

○議長（溝部幸基）

日程第 6 議案第 2 号 平成 28 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）を、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは、議案の11ページをお願いいたします。

議案第2号 平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)

平成28年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ594万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ16億5,183万3千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月2日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

補正の主な内容について、説明いたします。

歳出は、給与条例改正に伴う職員115人の人件費631万4千円の追加、また、共済組合負担金において、標準報酬月額の時改定に伴う、各所属所負担金の増減による差し引き37万4千円の減額等でございます。

標準報酬月額の時改定につきましては、昨年10月の地方公務員被用者年金一元化に伴う、標準報酬制移行により、毎年9月に改定することになっております。

標準報酬月額の決定は、本来4月から6月までの3ヶ月間の給料・各種手当の総支給額の月平均をもって決定しますが、昨年10月から今年8月までの取り扱いについては、制度移行時の暫定措置として、平成27年6月支給の給料と5月勤務実績に基づく各種手当の合計額1ヶ月間の支給額をもって決定したところでございます。

今年度の時改定にあつては、制度で定められたとおり、今年4月から6月までの月平均支給額に基づき標準報酬月額が決定しましたので、当該月額をもって、本年9月以降の共済組合負担金を算定した結果、所属所ごとに増減が生じたものでございます。

歳入は、人件費追加等に伴う構成町負担金の追加等が、主な内容でございます。

それでは、歳出を説明いたします。

19ページを、お開きください。

3歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目事務局費41万円の追加でございます。

2節給料4万4千円の追加は、職員4人中、3人の給与改定分です。

3節職員手当等13万9千円の追加は、給料表の改定及び勤勉手当の引き上げ分です。

先ほど、議案第1号で説明したとおり現給保証1人おりますので、3人の給与改定となっております。

4節共済費22万7千円は、給与改定及び標準報酬の時改訂に伴う追加でございます。

なお、衛生費、消防費とも、人件費に係る補正は、ほぼ同内容で追加補正となっておりますが、4節共済費の共済組合負担金については、標準報酬制の時改定の影響で、追加又は減額になっている所属がございまして、あらかじめご了解ください。

20ページを、お願いいたします。

3款衛生費、1項清掃費32万8千円の追加、1目し尿処理費21万5千円の追加です。

2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金、補助及び交付金の追加です。

なお、19節1千円の追加は、給与改定及び標準報酬月額改定によるものですが、所属によっては、追加又は減額がございまして、ご了解ください。

21ページです。

1 項清掃費、2 目ごみ再生処理費 8 万 2 千円の追加です。

22 ページを、お願いします。

1 項清掃費、3 目最終処分場処理費 3 万 1 千円の追加です。

なお、4 節共済費において、職員退職手当組合負担金を未計上としておりますのは、当該予算科目の対象職員が再任用職員であり、退職手当組合負担金の対象外職員となっているためでございます。

今年度の再任用職員は 4 人で、最終処分場処理費のほか、消防本部費、知内消防署費、木古内消防署費においても、同様となっております。

23 ページを、お願いします。

4 款消防費、1 節常備消防費 520 万 4 千円の追加、1 目消防本部費 15 万 1 千円の追加です。

4 節共済費、職員退職手当組合負担金 1 万 9 千円の減額は、対象職員 2 人の負担金において、当初予算に誤りがありましたので、この度、減額しようとするものでございます。

大変、ご迷惑をおかけいたしました。

よろしく願いいたします。

24 ページです。

2 目松前消防署費 139 万 9 千円の追加です。

2 節給料 44 万 3 千円、3 節職員手当等 125 万 4 千円の追加、また、4 節共済費 29 万 7 千円の減額のうち、職員共済組合負担金 39 万 7 千円の減額は、標準報酬月額改定に伴う 59 万 1 千円の減額と、給与改定に伴う 19 万 4 千円の追加の差し引きでございます。

木古内消防署費においても、同じ内容の減額が生じております。

25 ページです。

3 目福島消防署費 135 万 9 千円の追加です。

2 節給料 28 万 8 千円、3 節職員手当等 74 万 8 千円、4 節共済費 32 万 2 千円等であります。

26 ページを、お願いします。

4 目知内消防署費 123 万 4 千円の追加です。

2 節給料 29 万 7 千円、3 節職員手当等 76 万 1 千円、4 節共済費 17 万 6 千円であります。

27 ページを、お願いします。

5 目木古内消防署費 106 万 1 千円の追加です。

2 節給料 31 万 4 千円、3 節職員手当等 77 万 9 千円等です。

4 節共済費のうち、職員共済組合負担金 9 万 9 千円の減額は、標準報酬月額改定に伴う 23 万 5 千円の減額と、給与改定に伴う 13 万 6 千円の追加の差し引きでございます。

28 ページを、お願いします。

3 項消防施設費 14 万 1 千円、2 節福島施設費 1 万 2 千円の財源繰替です。

今年 8 月 30 日通過の台風 10 号により、浦和分団格納庫外壁に被害が生じ、その修理費に対する公有建物損害共済金の保険料収入 1 万 2 千円を一般財源から特定財源のその他に財源を繰り替えるものでございます。

29 ページを、お願いします。

3 目知内施設費 9 千円の財源繰替です。

福島施設費同様、小谷石消防用無線中継局フェンスに被害が生じたので、保険料収入 9 千円を財源繰

替するものです。

30 ページを、お願いします。

4 目木古内施設費 12 万円の財源繰替です。

福島施設費同様、泉沢機械器具置場シャッターに被害が生じたので、その保険料収入 12 万円を財源繰替するものでございます。

歳出の説明が終わりましたので、次に歳入を説明いたします。

16 ページにお戻りください。

2 歳入、1 款分担金及び負担金、1 項負担金 580 万 1 千円の追加、1 目衛生負担金 53 万 3 千円の追加、また、17 ページの 2 目消防負担金が 526 万 8 千円の追加です。

衛生負担金及び消防負担金の追加の主な内容は、給与改定に伴う人件費及び標準報酬月額の時改定に伴う増減等であります。

負担金の合計 580 万 1 千円を構成町ごとに計算しますと、松前町負担金が 169 万 8 千円、福島町が 154 万 5 千円、知内町が 141 万 4 千円、木古内町が 114 万 4 千円の追加となりました。

18 ページを、お願いいたします。

8 款諸収入、2 項雑入、1 目及び 1 節同じ 14 万 1 千円の追加です。

歳出で説明した台風 10 号関係の公有建物損害共済金の保険料でございます。

内訳は、下に記載のとおりでございます。

以上で、補正予算の説明を終わります。

ご審議、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が、終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第 2 号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第 2 号は可決いたしました。

◎議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは追加の議案1ページを、お願いいたします。

議案第3号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

平成28年12月2日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

1ページは介護休暇の改正、また、2ページは介護時間の新設に係る条文でございます。

それでは、改正内容を説明いたします。

追加の説明資料1ページを、お願いします。

1 提案の理由について

当条例の根拠法である一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が、介護休暇の分割取得と介護時間の新設を目的に改正されましたので、関係条例を改正しようとするものでございます。

2 主な改正内容について

（1）介護休暇の分割取得等について

介護休暇は、同居する配偶者や父母、子等が、負傷や疾病、老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むことに支障がある者を介護するため、職員が勤務をしないことが適当であると認められた場合、2週間以上6ヵ月以内の範囲内で取得できる休暇で、この間の給与は減額するとした制度でございます。

この度の法律改正は、職員の介護支援を目的に、介護を要する者が、介護を必要とする一の継続する状態ごとに取得できる休暇の期間を、現行の「連続する6月の期間内」から、「3回を超えない範囲で、かつ、通算して6月を超えない期間内」と改正したことから、当組合においても、同様の改正をしようとするものでございます。

なお、当組合の介護休暇の期間は、現在、規則で「3月」と定めておりますが、今後は、改正法同様、期間を「6月」に改めるとともに、規則委任している期間設定を条例で規定しようとするものでございます。

下の表は、現行の条例と規則、これは、現行のすぐ下に条例第14条第2項で「介護休暇の期間は、規則で定める。」という規定を受けて、規則があるという内容を表しております。

また、表右の改正後の状況は、今回の改正条文を表したものでございます。

（2）介護時間の新設について

この度の法律改正において、従来の介護休暇とは別に、介護時間が新設されました。

介護時間の対象者等の状況は介護休暇と同じですが、介護時間は、「連続する3年の範囲内において、1日の勤務時間の一部について勤務を要しないことが相当であると認められた場合、1日2時間を超えない範囲で勤務しないことを認める。」制度であります。

なお、介護時間の給料につきましては、介護休暇同様、減額となります。

下の表は、改正後の介護休暇と新設しようとする介護時間について、それぞれ記載したものでございます。

3 施行期日について

この条例は、平成29年1月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議を、よろしく願います。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（溝部幸基）

2番 塚 繁光議員。

○2番（塚 繁光）

「連続6か月の期間内」から「3回を超えない範囲で、かつ、6か月を超えない期間」とありますが、単純に言いますと、1回2か月以内ということになるのでしょうか。

○議長（溝部幸基）

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

従来の半年の間で介護休暇をもらえるというのを、3回を超えないということですから、仰るとおり単純に言うと、2か月の間に介護をすると1・2か月休んで、また、2か月というふうに、今まで半年の間で取得していたものを、分割して2か月、2か月、2か月という形で分割しながら、取得できるというイメージが、そのとおりだと思います。

休憩 15時29分

休憩 15時29分

○議長（溝部幸基）

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

ただいまの説明を訂正します。

2か月ずつということではなくて、3回に分けて、短くして、長くしてという、こういう期間の中で、3回を最大に、足して6か月、6月という話になります。

失礼しました。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号を決することに賛成の方は、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議決第3号は可決いたしました。

◎議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中島和俊事務局長。

○事務局長（中島和俊）

それでは追加議案の3ページを、お願いします。

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

平成28年12月2日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

今回の条例改正は、法律改正の中で「その他これらに準ずる者」とした子の定義を、条例に定義するための改正でございます。

改正内容を説明いたします。

追加の説明資料3ページを、お願いいたします。

1 提案の理由について

当条例の根拠法である地方公務員の育児休業等に関する法律が、従来の育児休業等の対象となる子の中に、法律上の親子関係に準ずる子も加えると改正されましたので、関係条例を改正しようとするものでございます。

2 主な改正内容について

（1）現行の育児休業等の対象について

現行の対象は、職員と法律上の親子関係にある実子又は養子で、現に職員が養育している子であります。

なお、育児休業の期間は、育児対象の子が三歳に達する日までとし、その間の給与は支給されません。

（2）改正後の育児休業等の対象について

改正後は、従来の子に、次の①から③までの子を新たに加えたものです。

なお、今回の条例改正は、「③その他これらに準ずる者」について、改正法同様、人事院規則で定める者を条文に追加するための改正であります。

①民法に基づき、職員が特別養子縁組の成立を請求し、現に職員が養育している子。

職員が、親の様々な事情で養育できない子との間に、実の親子に準ずる関係を結ぶため、家庭裁判所に特別養子縁組の成立を請求している期間、6月以上の養育期間が必要ですが、現に職員が養育している子。

下の表は、実の親が望む養育方法、関係機関、養子縁組後の親族関係を記載しております。

特別養子縁組の関係につきましては、表右端に記載のとおり養い親の実子となります。

この場合、実の親との親族関係は終了するという特別な養子縁組ということでございます。

②児童福祉法に基づき、将来、職員が養子縁組を結ぶことを前提に養育している子。

職員が、親の様々な事情で養育できない子を、児童相談所から里親委託され、一時的に保護・養育している子のうち、職員が将来、養子縁組を希望している子。

下の表は、①の表同様の内容を記載しております。

表の右端、養子縁組後の親族関係は、養い親の養子・養女、それから実の親との親族関係が残るということでございます。

4ページを、お願いします。

③その他これらに準じた者は、人事院規則で定めた者を準用いたします。

職員が、親の様々な事情で養育できない子を、児童相談所から里親委託され、一時的に保護・養育している子。

下の表の右端、備考ですが、この場合の養育は、実の親の事情、一時的に保護・養育してくださいという事情が改善された場合には、親元へ帰るという里親制度そのものの状態であります。

3 施行期日について

この条例は、平成29年1月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号を決することに賛成の方は、起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議決第4号は可決いたしました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（溝部幸基）

日程第9 閉会中の継続調査の申し出についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

し尿処理施設整備に関する調査特別委員会より、閉会中の継続調査の申し出があり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、継続調査することに決定いたしました。

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認

○議長（溝部幸基）

日程第10 閉会中の正・副議長、議員の出張承認についてを、議題といたします。

お諮りいたします。

閉会中、議会において、出席または派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定いたしました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（溝部幸基）

以上で、本会議の案件審議は、全て終了いたしました。

これをもって、平成28年第3回定例会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

◎閉会宣告

○議長（溝部幸基）

これをもって第3回定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦労様でした。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署名議員 伊 藤 政 博

署名議員 伊 藤 幸 司